

議 第 283 号

平成25年 9 月12日提出

熊本市特別顧問の設置に関する条例の一部改正について

熊本市特別顧問の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市特別顧問の設置に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別顧問の設置に関する条例（平成20年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成20年10月5日における下益城郡富合町の区域並びに」を削る。

附 則

この条例は、平成25年10月6日から施行する。

（提出理由）

富合町合併特例区の設置期間の満了による解散に伴い、同合併特例区に係る特別顧問を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。